

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	6	府 省 庁 名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）又は農業近代化資金等の貸付けを受けて農業協同組合等が取得した共同利用に供する取得価額 330 万円以上の機械及び装置 ・ 特例措置の内容 固定資産税の課税標準について、固定資産税が課せられることになった年度から 3 年度分の固定資産税に限り 2 分の 1 とする。 ・ 要望の内容 適用期限の 2 年延長		
関係条文	地方税法附則第 15 条第 33 項		
減収 見込額	[初年度] — (▲69) [平年度] — (▲72) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 地域計画に基づく担い手の育成・確保、長期にわたる持続的な林業経営の実現、持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現を図るため、共同利用に供する機械等の活用により農林漁業者の過剰投資を避けつつ農林漁業経営の改善を図る。 (2) 施策の必要性 地域計画に基づく担い手の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた目標等を達成するため、本措置を活用することにより着実に農業者等の経営改善を図る必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I－1 我が国の食料供給、II 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、III 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 I－1－②食料自給力の確保、II－②林業の持続的かつ健全な発展、III－②水産業の成長産業化の実現
		政策の達成目標	【農業関係】 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図る。 【林業関係】 効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立し、林業経営体が長期にわたる持続的な経営を実現するため、担い手となる林業経営体の育成、林業従事者等の人材育成、林業労働などに関する施策を総合的かつ体系的に進めていく。 【漁業関係】 1 漁船漁業の成長産業化 漁業現場に合わせたスマート水産技術の開発・現場実装を図るとともに、資源変動等の変化に適応可能な経営体の育成や漁船の脱炭素化等、漁船漁業の持続的な成長に向け、沿岸、沖合、遠洋漁業ごとの課題に対応した具体的な取組を進めていく。 また、不足する漁業人材を確保するため、水産教育の充実と若者に魅力ある就業環境等を整備するとともに、外国人材の受入環境の整備を図っていく。 2 養殖業の成長産業化 養殖戦略に基づく取組を着実に実施し、マーケットイン型養殖業の推進、ICT 等を活用した生産性の向上、経営体の強化、輸出の拡大等、養殖業の成長産業化に向けた課題に対応した具体的な取組を進めていく。 また、ICT を活用した生産管理、省人化・省力化のための機器導入等といった養殖業者による成長産業化への取組の更なる推進や、環境負荷の低減が可能な大規模沖合養殖の促進を図っていく。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月～令和11年3月（2年間）

		同上の期間中の達成目標	【農業関係】 農地を適正に利用する経営体を確保していくためには、将来の担い手の育成・確保を推進し、販売金額に占める担い手のシェア拡大や、農業者の世代間のバランスの確保などを図ることで、持続可能な農業構造にしていくことが重要である。 この目的を達成するため、令和12年度までに ①販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェアを9割 ②担い手が利用する農地面積を全農地の7割となることを目標とする。 【林業関係】 長期にわたる持続的な経営を実現する林業経営体の育成に向けて、金融・税制上の措置等により経営基盤の強化を図り、国産材の木材供給量が令和17年に42百万m³となることを目標とする。 【漁業関係】 水産業の成長産業化に向け、出資や融資、税制等の支援等により、漁業所得向上目標を達成した地区の割合を各年度62%とすることや、戦略品目養殖生産量を令和12年度に620千トンとすること等を目標とする。
		政策目標の達成状況	【農業関係】 ①令和7年における販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェアは82.7%となっている。 ②令和7年3月末における担い手への農地集積率は約6割（61.5%）となっている。 【林業関係】 令和6年度における国産材の木材供給量は35百万m³となっている。 【漁業関係】 令和5年度における漁業所得向上目標を達成した地区の割合は54%、戦略品目養殖生産量は387千トンとなっている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8年度 90件 77百万円 令和9年度 93件 69百万円 令和10年度 93件 71百万円
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	減税措置により共同利用に供する機械等の取得が促進され、経営規模が零細な我が国の農林漁業者が当該共同利用に供する機械等を活用することにより、個々の農林漁業者による過剰投資を避け経営の改善を図るとともに、生産性向上に資するという役割を果たせる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、農業協同組合等が共同利用に供する機械等を取得した場合の3年間の負担軽減を図るものであり、予算措置の場合に比べ、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した機械等の取得が行えたとともに、取得の時期や金額など機動的に対応できる。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和3年度 77件 134百万円 令和4年度 79件 115百万円 令和5年度 84件 101百万円 令和6年度 91件 62百万円 令和7年度 96件 67百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額（課税標準（固定資産の価格）） 令和4年度 636,970千円 令和5年度 540,157千円 令和6年度 1,586,847千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置は、農業協同組合等が共同利用に供する機械等を取得した場合の3年間の負担軽減を図るものであり、予算措置の場合に比べ、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した機械等の取得が行えるとともに、取得の時期や金額など機動的に対応できる。
	前回要望時の達成目標	効率的かつ安定的な農業経営が農生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図るため、 ① 農業法人経営体数5万法人 ② 担い手が利用する農地面積を全農地の8割 といった目標を掲げ、出資や融資、税制等の支援を重点的に実施する。 （前回要望時は、基本計画見直し中のため検討中の扱い）
これまでの要望経緯	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	従来の達成目標については、上記のとおりであるが、新基本計画の策定にあわせ、以下のとおり達成目標を見直している。 農地を適正に利用する経営体を確保していくためには、将来の担い手の育成・確保を推進し、販売金額に占める担い手のシェア拡大や、農業者の世代間のバランスの確保などを図ることで、持続可能な農業構造にしていくことが重要である。 この目的を達成するため、令和12年度までに ①販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェアを9割 ②担い手が利用する農地面積を全農地の7割 となることを目標とする。 ①令和7年における販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェアは82.7%となっている。②令和7年3月末における担い手による農地の利用面積は約263万ha、全耕地面積（約430万ha）に占める割合は約6割（61.5%）にとどまっている。今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。
		昭和49年度 価額×1/2（創設） 昭和55年度 研修施設等を対象から除外 昭和58年度 取得価額要件 150万円以上→190万円以上 平成3年度 同 190万円以上→220万円以上 平成8年度 同 220万円以上→240万円以上 平成11年度 同 240万円以上→260万円以上（500万円以上の補助にかかるもの） 平成14年度 同 260万円以上→290万円以上 平成16年度 同 290万円以上→330万円以上 平成18年度 交付金化に係る拡充（補助金と同様の取扱） 令和2年度 中小企業高度化資金等の貸付けを受けての取得機械等についての特例の適用対象から除外の上、恒久措置から3年間の時限措置化 令和5年度 2年間の適用期限の延長 令和7年度 2年間の適用期限の延長

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置

（農業関係）

農業関係の短期アウトカム（中期・長期アウトカムと同様）について、担い手への農地集積率は毎年上昇しており、直近では 60%台に到達している。また、販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェアも近年 80%台前半で推移している。

現時点では目標値の達成には至っていないものの、担い手への農地集積率については令和 12 年度までに 70%、販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェアについては、令和 12 年度までに 90%の目標値を達成するために、引き続き本特例措置を講じていく必要があることから、適用期限の 2 年延長を要望している。

（林業関係）

林業関係の短期アウトカムについて、森林組合における素材生産量は増加傾向にあり、前年度実績よりも増加させるという目標を達成している。一方で、中期アウトカムの製材・合板工場等の国産の原木入荷量は、中期的にほぼ横ばいで推移しており、令和 6 年は 1,627 万 m³である。これは近年の住宅着工戸数の減少傾向に加え、各種資材価格や燃料・電力費、人件費の上昇が続いたことにより住宅需要がさらに減少したことが主な要因と考えられる。また、長期アウトカムについては令和 6 年の国産材供給量は 3,481 万 m³と増加傾向で推移しているところ。

このように、短期アウトカムは達成されており、施策の効果は出ているが、国産材供給量（長期アウトカム指標）の目標達成に向けて引き続き本特例措置を講じていく必要があることから、適用期限の 2 年延長を要望している。

（水産関係）

漁業関係の短期アウトカムについて、コロナ渦の影響等で漁業者数が減少していることや、資材費の高騰等による生産コストの増加などから、地域の所得の向上を阻害し、浜の活力再生プランを達成した地域の割合が目標である 62%を下回っている状況。中期アウトカムの国内消費仕向量（食用魚介類）及び長期アウトカムの食料自給率（食用魚介類）についても、漁業者の減少により全体の生産量が減少しているため、目標を下回っている状況。

一方で、漁業者 1 人当たりで見ると漁獲量に変更はなく、共同利用によるコスト削減を促すため、引き続き本特例措置を講じていく必要があることから、適用期限の 2 年延長を要望している。